

旧那古野小学校施設活用事業提案
募集要項等に関する新旧対照表
(平成30年7月6日版)

★募集要項

頁数	修正箇所	修正前	修正後
P18	5. 施設整備等の条件 (1) 施設整備計画 ①グラウンド部分	グラウンド部分において、建物等の新築・増築を行うことはできません。建物等の撤去については、市との協議の上、行うことができます。撤去した建物等について、原状回復は不要とします。 また、地域活動の場として、旧那古野学区の行事による利用ができるようにしてください。地域活動の詳細については、P20, 21 に記載しています。	グラウンド部分において、建物等の新築・増築を行うことはできません。建物等の撤去については、市との協議の上、行うことができます。撤去した建物等について、原状回復は不要とします。 また、地域活動の場として、那古野学区の行事による利用ができるようにしてください。地域活動の詳細については、P20, 21 に記載しています。
P20	5. 施設整備等の条件 (2) 地域との連携 ②地域活動	現在、旧那古野小学校では、旧那古野学区における地域活動の場として利用がなされています。契約期間中においても以下の施設については、イベントによる利用が無償でできるようにしてください。 これらのイベントについては、各団体が準備・運営を行うため、事業者は設置物の移動、施解錠等について対応をしてください。 なお、工事期間中においても以下のイベントについては配慮をしてください。	現在、旧那古野小学校では、那古野学区における地域活動の場として利用がなされています。契約期間中においても以下の施設については、イベントによる利用が無償でできるようにしてください。 これらのイベントについては、各団体が準備・運営を行うため、事業者は設置物の移動、施解錠等について対応をしてください。 なお、工事期間中においても以下のイベントについては配慮をしてください。